

平成23年10月28日

山口県報号外第45号別冊

# 山口県人事行政の運営等の状況

平成23年10月

山 口 県

## 〈 目 次 〉

I	山口県人事行政の運営の状況	1
1	職員の任免及び職員数等の状況	1
	(1) 採用・退職等の状況	1
	(2) 退職者の再就職の状況	1
	(3) 職員数の状況	4
2	給与等の状況	6
	(1) 総括	6
	(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	8
	(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	11
	(4) 職員の手当の状況	12
	(5) 特別職の報酬等の状況	19
	(6) 公営企業職員の状況	19
3	勤務時間その他の勤務条件	28
	(1) 一般職員の勤務時間	28
	(2) 年次有給休暇	28
	(3) 特別休暇等	28
	(4) 介護休暇	29
	(5) 育児休業等	29
4	分限及び懲戒処分の状況	30
	(1) 分限処分者数	30
	(2) 懲戒処分者数	30
5	サービスの状況	31
	(1) 職務に専念する義務の免除	31
	(2) 営利企業等への従事許可	31

6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	32
	(1) 研修の状況	32
	(2) 勤務成績の評定の状況	33
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	34
	(1) 保健の状況	34
	(2) 福利厚生	35
	(3) 公務災害補償	35
8	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	36
	(1) 知事部局等	36
	(2) 教育委員会	37
	(3) 警察本部	38
<b>II 山口県人事委員会の業務の状況</b>		39
1	職員の競争試験及び選考の状況	39
	(1) 職員の競争試験の状況	39
	(2) 選考の状況	40
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	42
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況	48
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	48

# I 山口県人事行政の運営の状況

## 1 職員の任免及び職員数等の状況

### (1) 採用・退職等の状況（平成22年度）

#### ア 採用

区 分	試 験					選 考 採 用	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師 等	警察官		
一般行政職等	71人		11人	2人		13人	97人
医 療 職	1人			11人		78人	90人
教 育 職						203人	203人
警 察 職					166人	15人	181人
技能労務職							
計	72人		11人	13人	166人	309人	571人

(注) 一般行政職等：下記以外の給料表適用者  
 医療職：医療職給料表適用者  
 教育職：教育職給料表適用者  
 警察職：公安職給料表適用者  
 技能労務職：現業職給料表適用者  
 (以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

#### イ 退 職

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	179人	30人	20人	8人	237人
医 療 職	14人	10人	33人	6人	63人
教 育 職	174人	102人	21人	11人	308人
警 察 職	89人	18人	42人	2人	151人
技能労務職	21人	1人		1人	23人
計	477人	161人	116人	28人	782人

#### ウ 再任用

区 分	再任用（常時勤務）		再任用（短時間勤務）	
		更 新		更 新
一般行政職等	43人	19人	94人	42人
医 療 職	1人	1人		
教 育 職	60人	35人	4人	2人
警 察 職	2人			
技能労務職	18人	9人		
計	124人	64人	98人	44人

### (2) 退職者の再就職の状況（平成23年度）

平成22年度に退職した課長級以上（管理職手当受給者）の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下の表のとおりです。

## 再就職状況一覧表（教育委員会・警察除く）

（平成23年8月1日現在）

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	田中正則	総務部参事	H23.3.31	社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	鼓澄苑長	H23.4.1
2	齊藤和夫	管財課長	H23.3.31	公立大学法人山口県立大学	技術参与	H23.4.1
3	水野立身	周南県税事務所次長	H23.3.31	財団法人山口県施設管理財団	サービス課主任	H23.4.1
4	時田俊男	総務部危機管理監	H23.3.31	財団法人山口県消防協会	専務理事兼事務局長	H23.4.1
5	鈴木則夫	防災危機管理課調整監	H23.3.31	高圧ガス保安協会	職員	H23.4.1
6	大羽正雄	消防学校長	H23.3.31	財団法人山口県予防保健協会	総務部長兼保健部長	H23.4.1
7	江村洋二	柳井県民局次長	H23.3.31	財団法人山口県ひとづくり財団自治研修部	教務第二課長	H23.4.1
8	土井達夫	下関県民局長	H23.3.31	財団法人山口県学校給食会	事務局長	H23.4.1
9	河野潔	下関県民局次長	H23.3.31	財団法人山口県国際総合センター	事務局長兼総務部長	H23.4.1
10	吉崎英喜	環境生活部長	H23.3.31	公益財団法人やまぐち県民活動きらめき財団	副理事長	H23.4.1
11	田中輝雄	環境生活部理事	H23.3.31	山口県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	H23.6.1
12	田中憲治	環境生活部審議監	H23.3.31	財団法人山口県ひとづくり財団自治研修部	部長	H23.4.1
13	重田道正	環境生活部審議監	H23.3.31	財団法人山口県ひとづくり財団環境学習推進センター	所長	H23.4.1
14	原田吉晴	生活衛生課長	H23.3.31	株式会社ほんぼ	統括室長	H23.4.4
15	今村孝子	健康福祉部長	H23.3.31	医療法人仁保病院	医師	H23.4.1
16	大窪正行	健康福祉部次長	H23.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団	理事長	H23.4.1
17	有田慈	岩国健康福祉センター所長	H23.3.31	医療法人豊美会 田代台病院	医師	H23.4.1
18	吉谷修二	周南健康福祉センター次長	H23.3.31	社会福祉法人祥寿園特別養護老人ホーム寿海荘	施設長	H23.4.1
19	木下哲雄	周南健康福祉センター保健福祉企画室長	H23.3.31	財団法人山口県ひとづくり財団社会福祉研修部	研修課主査	H23.4.1
20	阿部吉明	環境保健センター環境科学部長	H23.3.31	社団法人山口県産業廃棄物協会	事務局次長	H23.4.1
21	松永賢	環境保健センター次長	H23.3.31	財団法人山口県巖島会	参事	H23.4.1
22	宮崎義明	健康福祉部参事	H23.3.31	山口県市町総合事務局	次長	H23.4.1
23	中安清	県立総合医療センター院長	H23.3.31	山口リハビリテーション病院 地方独立行政法人山口県立病院機構	院長 副理事長	H23.5.1 H23.4.1
24	杉尾陽子	衛生看護学院長	H23.3.31	社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	あゆみ園長	H23.6.1
25	藤本喜久恵	萩看護学校長	H23.3.31	社団法人徳山医師会立徳山看護専門学校	教務部長	H23.4.1
26	坂本秀泰	萩児童相談所長	H23.3.31	社会福祉法人ふしの学園宮野の里	事務長	H23.4.1
27	白石信行	身体障害者福祉センター所長	H23.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	総務部長	H23.4.1
28	大岡春男	大阪事務所長	H23.3.31	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会	常務理事兼事務局長	H23.4.1
29	吉野道久	東部高等産業技術学校長	H23.3.31	社団法人山口県医師会	事務局次長	H23.4.1
30	嶋正幸	東部高等産業技術学校管理部長	H23.3.31	山口県児童福祉連絡会議	事務局次長	H23.4.1
31	椎木祥次	岩国農林事務所農村整備部長	H23.3.31	キタイ設計株式会社	顧問	H23.4.1
32	権代力	周南農林事務所長	H23.3.31	財団法人佐波共済会	常務理事	H23.6.2
33	磯村俊治	美祿農林事務所次長	H23.3.31	社団法人宇部市医師会	事務局長	H23.4.1
34	藤本敏光	萩農林事務所森林部長	H23.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	経営課長	H23.4.1

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
35	泉 秀 夫	萩農林事務所長	H23.3.31	山口県地域農業戦略推進協議会	事務局次長	H23.7.14
36	小野村 隆 司	萩水産事務所次長	H23.3.31	財団法人消防試験研究センター山口県支部	副支部長	H23.4.1
37	羽 鳥 誠 一	農林総合技術センター畜産技術部長	H23.3.31	社団法人山口県畜産振興協会	専務理事	H23.6.24
38	和 田 清 孝	農林総合技術センター農業技術部土地利用作物研究室長	H23.3.31	山口県農業協同組合中央会	囑託	H23.4.1
39	石 川 克 己	土木建築部審議監	H23.3.31	山口県中小企業団体中央会	専務理事	H23.6.11
40	徳 光 伸 一	岩国土木建築事務所次長	H23.3.31	東邦地下工機株式会社山口営業所	所長	H23.4.1
41	内 田 伸 彰	周南土木建築事務所次長	H23.3.31	財団法人山口県市町村振興協会	参事	H23.4.1
42	内 山 省 三	宇部土木建築事務所検査監	H23.3.31	復建調査設計株式会社	技師長	H23.4.1
43	松 井 睦 夫	宇部土木建築事務所次長	H23.3.31	財団法人山口県巖島会	参事	H23.4.1
44	西 村 孝 夫	岩国港湾管理事務所長	H23.3.31	日本下水道事業団山口事務所	監理員	H23.4.1
45	田 中 博	周南港湾管理事務所長	H23.3.31	株式会社宇部建設コンサルタント	柳井営業所長	H23.4.1
46	見 原 英 二	宇部小野田湾岸道路建設事務所長	H23.3.31	株式会社長大	理事	H23.6.1
47	林 政 広	技術管理課監察監	H23.3.31	株式会社大和建设	技術部長	H23.4.1
48	久保田 昇 助	河川課長	H23.3.31	株式会社オオバ山口営業所	顧問	H23.4.1
49	丸 山 賢 二	菅野ダム管理事務所長	H23.3.31	ゼネラルコンサルタント株式会社	技術顧問	H23.4.1
50	休 場 輝 一	川上ダム管理事務所長	H23.3.31	株式会社エム・テック山口営業所	理事	H23.4.1
51	中 村 貴 志	山口宇部空港事務所長	H23.3.31	社団法人山口県浄化槽協会	事務局次長	H23.4.1
52	清 水 正 則	建築指導課長	H23.3.31	財団法人山口県建築住宅センター	参事	H23.4.1
53	坂 田 哲 郎	労働委員会事務局長	H23.3.31	財団法人山口県予防保健協会	専務理事兼事務局長	H23.4.1
54	重 枝 実	企業局長	H23.3.31	宇部工業株式会社	執行役員技術部長	H23.4.1
55	中 山 哲 郎	議会事務局長	H23.3.31	地方独立行政法人山口県立病院機構	副理事長兼法人本部事務局長	H23.4.1
56	田 中 一 郎	監査委員事務局長	H23.3.31	山口県経営者協会	専務理事	H23.5.27

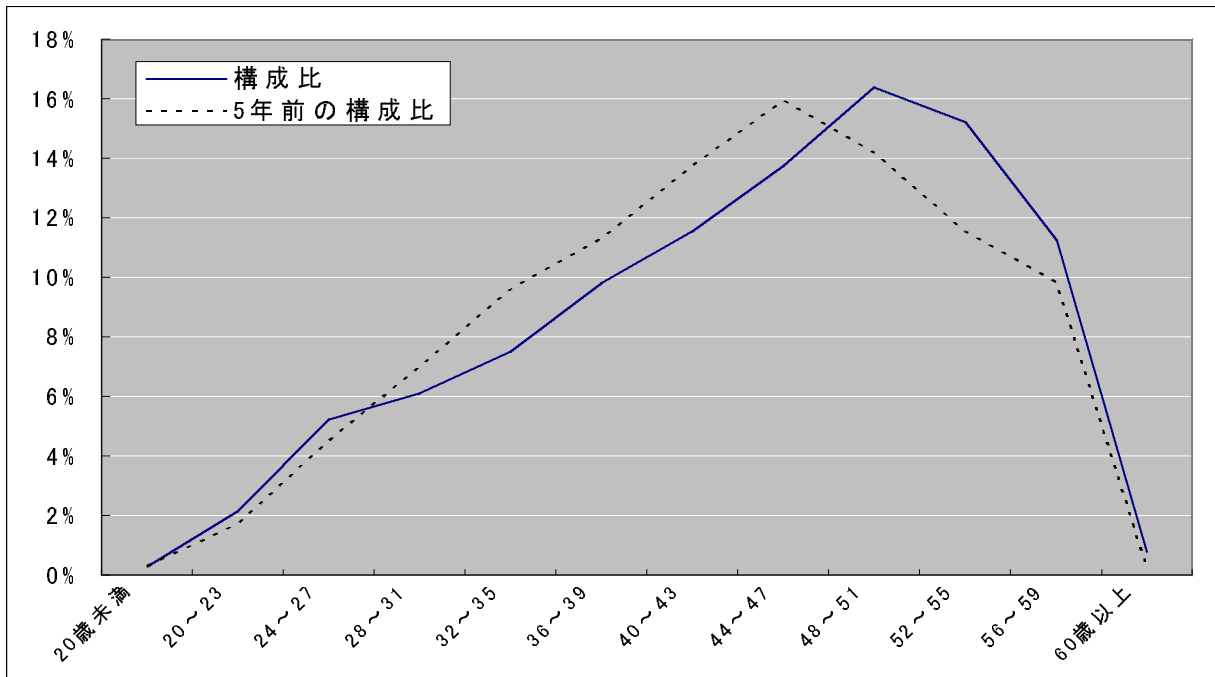
### (3) 職員数の状況

#### ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部 門	平成22年度	平成23年度	増 減	主な増減理由	
一般行政	議 会	31人	30人	△1人	欠員による減員
	総務企画	714人	691人	△23人	美術館の一部指定管理者制度導入による減員
	税 務	232人	228人	△4人	業務の見直しによる減員
	民 生	281人	279人	△2人	福祉施設の入所者減少による減員
	衛 生	571人	540人	△31人	県立病院の独法化による減員
	労 働	82人	80人	△2人	産業技術学校の学科見直しによる減員
	農林水産	1,071人	1,062人	△9人	農村整備事業の進捗による減員
	商 工	134人	132人	△2人	業務の見直しによる減員
	土 木	906人	881人	△25人	工務部門・用地部門の見直しによる減員
	特別会計	30人	29人	△1人	業務の見直しによる減員
	小 計	4,052人	3,952人	△100人	
特別行政	教 育	12,170人	12,114人	△56人	児童数及び生徒数の減少による減員
	警 察	3,459人	3,485人	26人	欠員補充による増員
	小 計	15,629人	15,599人	△30人	
公営企業等会計	病 院	658人	55人	△603人	県立病院の独法化による減員
	企 業 局	121人	119人	△2人	業務の見直しによる減員
	小 計	779人	174人	△605人	
合 計	20,460人 [22,452人]	19,725人 [21,708人]	△735人 [ △744人]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含む。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

#### イ 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	54人	426人	1,030人	1,205人	1,480人	1,933人

区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	2,277人	2,712人	3,234人	3,006人	2,221人	147人	19,725人

## ウ 定員適正化計画の数値目標及び進ちょく状況

平成20年度、「新・県政集中改革プラン」において、平成20年4月1日から平成25年4月1日までの定員管理目標を設定した。

### (ア) 定員管理目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成20年4月1日	平成25年4月1日	
21,204人	19,619人	△1,585人(7.5%減)

### (イ) 定員管理計画の年次別進ちょく状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分		平成20年 (計画前年)	平成21年 (1年目)	平成22年 (2年目)	平成23年 (3年目)	数値目標
一般行政	増 員		75人	116人	231人	
	減 員		△238人	△250人	△331人	
	差 引		(37.5%) △163人	(68.3%) △134人	(91.3%) △100人	△435人
	職員数	4,349人	4,186人	4,052人	3,952人	3,914人
特別行政	増 員		28人	64人	123人	
	減 員		△225人	△302人	△153人	
	差 引		(41.5%) △197人	(91.6%) △238人	(97.9%) △30人	△475人
	職員数	16,064人	15,867人	15,629人	15,599人	15,589人
公営企業等会計	増 員		4人	6人	55人	
	減 員		△15人	△7人	△660人	
	差 引		(1.6%) △11人	(1.8%) △1人	(91.4%) △605人	△675人
	職員数	791人	780人	779人	174人	116人
計	増 員		107人	186人	409人	
	減 員		△478人	△559人	△1,144人	
	差 引		(23.4%) △371人	(46.9%) △373人	(93.3%) △735人	△1,585人
	職員数	21,204人	20,833人	20,460人	19,725人	19,619人

(注) ( %) 内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。



## 2 給与等の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	1,443,952 人	693,920,478 千円	4,996,391 千円	187,233,878 千円	27.0 %	26.8 %

#### イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
22年度	19,650 人	87,345,054 千円	13,880,860 千円	32,043,025 千円	133,268,939 千円	6,782 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

#### ウ 給与等の減額措置の状況

##### (ア) 特別職等

対 象 者	減 額 の 内 容	期 間
知事	給料月額の20%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額の10%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
議長、副議長、議員	報酬月額6%	平成21年4月1日 ～平成23年3月31日 平成23年8月1日 ～平成24年3月31日

(イ) 一般職

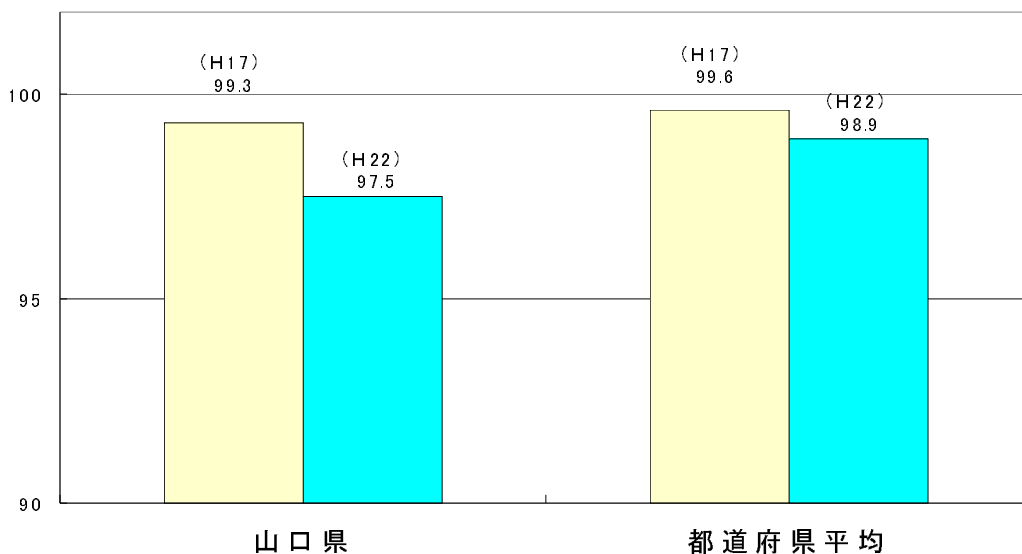
a 給料月額減額措置

対 象 者	減 額 の 内 容	期 間
部次長級以上の職員	給料月額の6%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
課長級の職員（管理職手当の受給者に限る）	給料月額の5%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
現業職員	給料月額の1.5%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
その他の職員 （主事等の若年層の職員）	給料月額の3% （給料月額の2%）	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日

b 管理職手当の減額措置

対 象 者	減 額 の 内 容	期 間
特別管理職員及び管理職手当の区分が3種の職員のうち所属長相当職の職員	管理職手当の月額10%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日

エ ラスパイレス指数の状況（平成22年4月1日現在）



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 97.3  
 （平成22年4月1日現在）

（注）H22.4.1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したものです。

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（注）「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

（ア）一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	43.5歳	332,140円	407,799円	358,305円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山口県	50.7歳	151人	327,316円	366,127円	339,397円	—	—	—	—
うち校務技士等	51.0歳	54人	328,644円	356,028円	339,672円	用務員	53.8歳	213.6千円	1.67
うち調理員	51.6歳	13人	294,485円	316,264円	298,870円	調理士	43.4歳	215.0千円	1.47
うち運転士	47.8歳	15人	321,458円	402,370円	352,692円	自動車運転手	52.6歳	244.3千円	1.65
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	5,717,986円	3,008.2千円	1.90
うち調理員	5,046,508円	2,956.0千円	1.71
うち運転士	6,203,780円	3,300.0千円	1.88

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

- ※「うち○○○○」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。
- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成19年～21年の3ヶ年平均)
- ※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載しています。
- ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.4歳	392,597円	445,261円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.3歳	386,435円	429,680円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	40.1歳	325,993円	437,611円	351,901円
国	41.2歳	316,868円	—	367,972円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査で明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		山口県	国
一 般 行 政 職	大学卒	176,890円 (180,500円)	172,200円
	高校卒	142,982円 (145,900円)	140,100円
警 察 職	高校卒	166,698円 (170,100円)	158,100円
高等学校教育職	大学卒	197,666円 (201,700円)	—
小・中学校教育職	大学卒	197,666円 (201,700円)	—
技能労務職	高校卒	139,772円 (141,900円)	—

(注) ( ) 内は、減額措置を行う前の額です。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

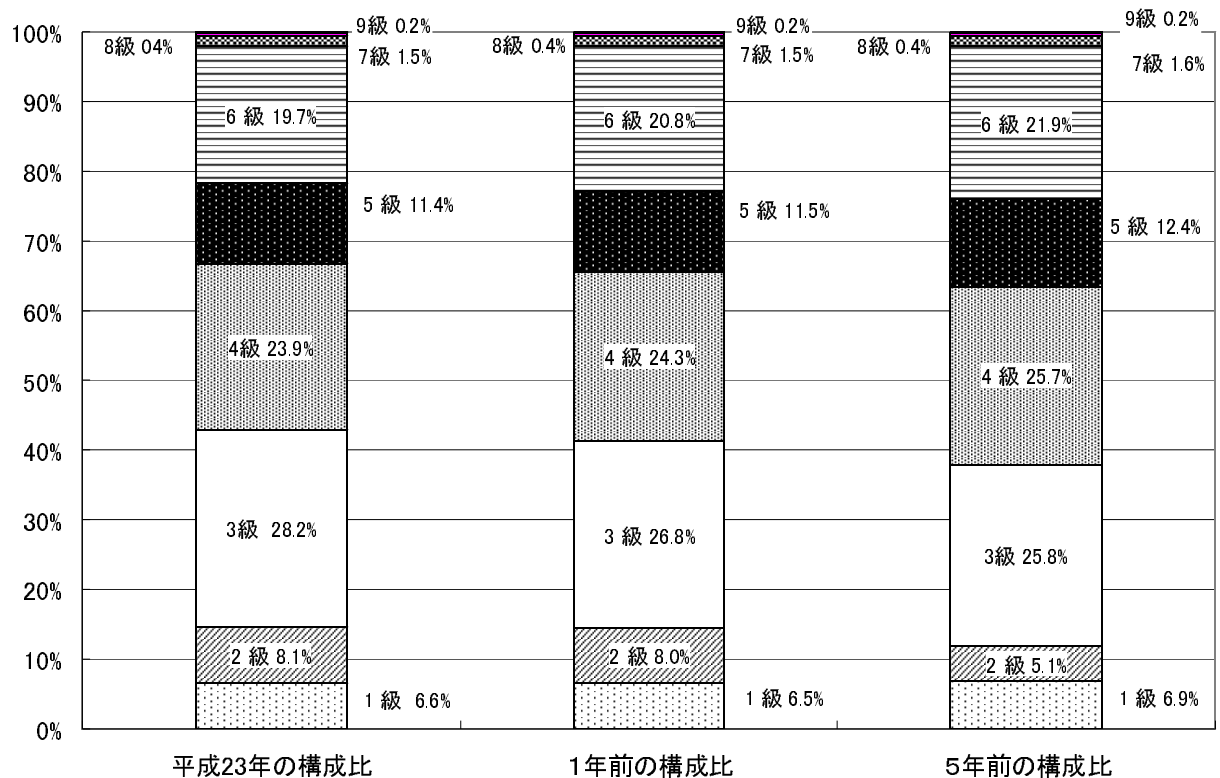
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	259,283円	300,031円	357,425円
	高校卒	214,516円	263,328円	304,553円
警 察 職	高校卒	245,512円	302,918円	350,162円
高等学校教育職	大学卒	299,831円	352,233円	389,258円
小・中学校教育職	大学卒	301,065円	350,889円	384,457円
技能労務職	高校卒	222,019円	245,835円	309,586円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	本庁部長	11人	0.2%
8級	局長、理事	17	0.4
7級	本庁部次長	65	1.5
6級	本庁課長	878	19.7
5級	相当困難主査	505	11.4
4級	主査	1,062	23.9
3級	主任	1,256	28.2
2級	係員	359	8.1
1級	係員	294	6.6

- (注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## イ 昇給への勤務実績の反映状況

<p>1 勤務実績の評定の実施状況</p> <p>管理職に対しては平成18年度から、その他の職員に対しては平成20年度から、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」を実施しています。</p> <p>2 昇給への勤務実績の反映状況</p> <p>管理職について、能力評価に基づき、4段階の昇給区分を決定しています。</p>
---

## (4) 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県	国
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,624千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 15 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p>1 勤務実績の評定の実施状況</p> <p>管理職に対しては平成18年度から、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を、その他の職員に対しては平成21年度から、客観的な業務実績や執務態度を評価する「実績評価」を導入しています。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>実績評価に基づき、5段階の成績率を決定しています。</p>
---

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		7,641千円			27,263千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			124,822千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			821,197円
支給対象地域（職種）	支給対象人数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	20人	18%	18%
大 阪 市	7人	15%	15%
つ く ば 市	0人	12%	12%
広 島 市	10人	10%	10%
福 岡 市	1人	10%	10%
岡 山 市	1人	3%	3%
福 津 市	10人	3%	3%
周 南 市	(1,593人)	0%	3%
上記以外の市町村	17,944人	0%	0%
医 師	19人	15%	15%
平均支給率		0.0%	0.3%

(注) 1 支給対象人数欄の（ ）人数は、国の制度の支給対象人数であり、本県では支給していません。

2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。



エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		1,103,776千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		136,151円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成22年度）		39.8%	
手当の種類		17種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務	日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務	日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	(1) 日額 300円
	(2) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(2) 動物の治療、処分、飼育管理	(2) 日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査	(1) 日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査	(2) 日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業	日額 300円
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務	巡回監視 日額 480円
			応急作業 日額 730円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業	日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部防災危機管理課に勤務する職員 (2) 保健所等に勤務する職員 (3) 健康福祉部薬務課に勤務する職員 (4) 農林総合技術センター等に勤務する職員 (5) 水産事務所等に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務 (2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査 (3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練 (4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業 (5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業	(1) 日額 300円 (2) 日額 300円 (3) 日額 1,500円 (4) 1時間 100～120円 (5) 日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務	日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業	1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)または(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務 (2) 修学旅行等引率指導業務 (3) 対外運動競技等への引率指導業務 (4) 部活動指導業務 (5) 入学試験監督業務	(1) 日額 6,000～6,400円 (2) 日額 3,400円 (3) 日額 3,400円 (4) 日額 2,400円 (5) 日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導	日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時	授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導	学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言	日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等	日額 250～4,600円等

## オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	3,595,957千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	177千円
支給実績（平成21年度決算）	3,884,699千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	187千円

## カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 〔職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円〕	異	<手当額> 46,300～137,700円	千円 1,228,928	円 676,350
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 2,562,339	円 245,247
住居手当	<職員が自ら居住する借家> (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) <自宅> 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円) <配偶者等が居住する借家> 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	異	<自宅> 制度なし	千円 1,508,038	円 128,859
通勤手当	<交通機関利用> (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 <自動車等使用> 使用距離に応じ2,000～50,000円	異	<交通機関利用> 運賃負担額に応じ支給。最高支給限度額月額55,000円  <自動車等使用> 使用距離に応じ2,000～24,500円	千円 3,000,997	円 170,666

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給 〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕	同		千円 252,633	円 306,966
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 718,557	円 462,690
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200～20,000円)	同		千円 673,752	円 326,588
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 〔勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:100分の150を乗じた額)〕	同		千円 38,285	円 151,324

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)
初任給調整手当	医師又は歯科医師たる職員で採用困難なものに対し支給 (採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じた額 (最高支給額：月額410,900円))	同		千円 2,060,778 (初任給調整手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 (給料月額6%)				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~20%)				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 (級号給に応じ2,000~8,000円)				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 (給料月額5%)				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 (給料月額の10%(管理職手当受給者は8%))				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,032,000円	( 1,290,000円 )	
	副知事	918,000円	( 1,020,000円 )	
報 酬	議 長	980,000円		
	副議長	880,000円		
	議 員	840,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(平成22年度支給割合) 2.95月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成22年度支給割合) 2.95月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.50	(1期の手当額) 30,960,000円	(支給時期) 任期毎
	副知事	給料月額 × 在職月数 × 0.40	19,584,000円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況(決算)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	5,557,952	1,441,489	723,764	13.0	13.2

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	76	298,326	89,648	113,062	501,036	6,593

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.1歳	341,265円	426,567円 (550,538円)

- (注) 1 「基本給」とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。  
 2 「平均月収額」とは、基本給に毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものであり、( )内の金額は、さらに期末・勤勉手当を加えたものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）	山口県
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,488千円	1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,624千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成23年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）	山口県
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 — 27,322千円	1人当たり平均支給額 7,641千円 27,263千円

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		1,396千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		30,355円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成22年度）		60.5%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	21,188千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	326千円
支給実績（平成21年度決算）	25,430千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	379千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円 〕	同		千円 7,898	円 718,036
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 11,689	円 278,298



手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成22年度決算)
住居手当	<p>&lt;職員が自ら居住する借家&gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt;自宅&gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円)</p> <p>&lt;配偶者等が居住する借家&gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 5,842	円 110,217
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		千円 —	円 —
通勤手当	<p>&lt;交通機関利用&gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 使用距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 18,931	円 300,486
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>(基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算)</p>	同		千円 348	円 348,000
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)	同		千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同		千円 —	円 —

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成22年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)	同		千円 22,615	円 579,877
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:100分150を乗じた額))	同		千円 69	円 13,700

## イ 電気事業

### (ア) 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 1,311,138	千円 147,121	千円 419,000	% 32.0	% 30.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 45	千円 182,963	千円 58,331	千円 70,697	千円 311,991	千円 6,933

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

### (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.1歳	353,794円	450,628円 (581,547円)

- (注) 1 「基本給」とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。  
2 「平均月収額」には、基本給に毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものであり、( )内の金額は、さらに期末・勤勉手当を加えたものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）	山口県
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,571千円	1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,624千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成23年4月1日現在）

山口県（電気事業）	山口県
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 — 27,968千円	1人当たり平均支給額 7,641千円 27,263千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		576千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		26,195円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成22年度）		48.9%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業 活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	15,206千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	400千円
支給実績（平成21年度決算）	15,068千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	396千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円 〕	同		千円 5,267	円 752,400
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者が不在の場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 7,863	円 271,138

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成22年度決算)
住居手当	<p>&lt;職員が自ら居住する借家&gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt;自宅&gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円)</p> <p>&lt;配偶者等が居住する借家&gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 2,594	円 76,300
通勤手当	<p>&lt;交通機関利用&gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 使用距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 13,951	円 357,729
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		千円 —	円 —
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円 —	円 —
特地勤務手当	離島その他生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)	同		千円 —	千円 —
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 —	千円 —

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成22年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員 に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25% )	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円 )	同		千円 12,823	円 582,845
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 〔 勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:100分150を乗じた額) 〕	同		千円 51	円 25,500

### 3 勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 一般職員の勤務時間

平成23年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩時間は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

#### (2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を上限として翌年に繰り越すことができます。

平成23年 平均使用日数	10.8日
--------------	-------

(注) 小中学校教職員を除く。

#### (3) 特別休暇等（平成23年4月1日現在）

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付 与 日 数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週から産後8週
	育児（生後1年6月に達しない子）	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子（中学校就学前）の看護	5日以内 ※ただし、対象となる子が2人以上いる場合は10日以内。
	(短期)介護休暇	5日以内 ※ただし、対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内。
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
妊産婦の健康診断	必要と認められる期間	
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内	
妊娠障害	14日以内	
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

#### (4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。

平成22年の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区 分	取 得 者 数
男性職員	3人
女性職員	13人
計	16人

#### (5) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成22年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	3人	
	1人	
女性職員	228人	11人
	253人	6人
計	231人	11人
	254人	6人

(注) 上段は平成22年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成21年度以前から22年度にかけて引き続いている者の数です。



#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成22年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 処分事由	処分の種類				合 計
	降 任	免 職	休 職	降 給	
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			370人		370人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合			1人		1人
条例で定める事由による場合			1人		1人
合 計			372人		372人

##### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成22年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 処分事由	処分の種類				合 計
	戒 告	減 給	停 職	免 職	
法令に違反した場合	1人			1人	2人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人	1人			2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		1人	3人	2人	6人
合 計	2人	2人	3人	3人	10人

## 5 サービスの状況

### (1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合 イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合 ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合 エ 人事委員会が定める場合 (ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合 (イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合 (ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合 (エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合 (オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合 (カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 (キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合 (ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合 (ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合 (コ) 職務上必要な試験を受験する場合 (サ) 人事委員会が特に認めた場合

### (2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合 ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの エ その他法の精神に反しないと認められるもの

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

#### ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成22年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	回数	人数
一般行政職員	一般研修 新規採用職員、主事級、主任級、 主査級、グループリーダー、所属長 等	15回	796人
	パワーアップ研修 政策形成、危機管理実務、クレーム対応、 経営分析、コーチング、民法、国際 等	24回	614人
	サポート研修 通信教育、放送大学、職場ぐるみ接遇	5回	63人
	派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、 自治大学校、民間企業 等		23人
	合 計		1,496人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

#### イ 教職員

児童生徒一人ひとりの個性や特性を最大限に伸長するとともに、豊かな人間性や社会性を育てるためには、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力を高め、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であることから、多様な教育課程を踏まえ、研修内容や研修形態の充実・改善を図りながら、教職員のキャリアステージに応じた計画的、体系的な研修を実施しています。

平成22年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	日数等	人数
教 職 員	基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	208日	4,363人
	専門研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、 特別支援教育、専門職務、社会教育 等	225日	2,497人
	支援研修 サテライト、スキルアップ	218日	4,763人
	派遣研修 大学院、日本人学校、民間企業 等		150人
	合 計		11,773人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数。

## ウ 警察職員

警察職員が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

平成22年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	期数	人数
警察職員	採用時教養 初任科、初任総合科、一般職員初任科	6期	317人
	昇任時教養 巡査部長任用科	2期	32人
	専科等教養 部門別任用科、専科、長期末入校者研修	56期	830人
	合計	64期	1,179人

## (2) 勤務成績の評定の状況

### ア 知事部局等

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図るとともに、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、平成18年度から管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」と、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入しています。

また、平成20年度からは、その他の職員に対しても「能力評価」を導入し、平成21年度下半期からは、評価期間中における業務実績や執務態度を、加点評価と減点評価により評価する「実績評価」を導入しています。

### イ 教育委員会

平成18年度から全教職員を対象に「教職員評価」の試行を始め、平成19年度からは、この「教職員評価」をもって勤務成績の評定としています。また、平成19年度から校長を、平成21年度から教頭を本格実施とし、評価結果を給与に反映させています。

今後もこれまでの取組の成果や他県の動向等を踏まえながら、「子どもたちの夢を実現する教育の実現を目指して、教職員一人ひとりの資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりの推進を図る」ため、より公正で信頼性の高い評価制度となるよう改善を図っていきます。

また、教育庁各課の職員については、知事部局と同様に「能力評価」と「実績評価」を導入しています。

### ウ 警察本部

職員の実績、能力、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

評定及び調整は、仕事の成果・実績、能力・適性、仕事に取り組む態度等に応じて、A、B、C1、C2、D、Eの6段階で行っています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 保健の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、山口県職員健康管理規程（昭和50年山口県訓令第2号）等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

（注）小中学校教職員を除く。

### ア 労働安全衛生管理

平成22年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区 分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	16所属
教育委員会	—	52所属
警察本部	—	19所属

### イ 健康管理

平成22年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備 考
定期健康診断 (法定)	対象者	4,224人	4,841人	3,541人	胸部エックス線撮影、 血液検査ほか
	受診者	4,213人	4,258人	3,480人	
ガン検診 (任意)	胃ガン	2,210人	3,156人	2,069人	老人保健事業対象
	大腸ガン	1,079人	1,902人	2,128人	
	子宮ガン	218人	264人	189人	
	乳ガン	82人	262人	134人	

### ウ 作業環境管理

平成22年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結 果	検査内容
23	48	全て適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん、ホルムアルデヒド

（注）知事部局のみ

## (2) 福利厚生状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

### ア 元気回復事業

区 分	事 業 名	実施機関	概 要
知事部局等	職員球技大会 本庁各課対抗バレーボール その他元気回復事業等	県・共済 〃 〃	ソフトボール、バレーボールなど6種目 本庁各課による対抗戦 部局又は各地域単位で実施
警 察 本 部	元気回復事業等への助成	共済組合	各所属単位で行う事業へ助成

### イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区 分	項 目	金 額	概 要
知事部局等	共済組合への負担金	7,298,728千円	短期、長期負担金等
	〃 への補助金	1,841千円	健康保持・疾病予防事業、体力増強事業への補助等
	地方公務員災害補償基金への負担金	186,541千円	公務災害補償に対する負担金
教育委員会	共済組合への負担金	20,030,303千円	短期、長期負担金等
警 察 本 部	共済組合への負担金	4,815,179千円	短期、長期負担金等

## (3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、公務災害（公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等）、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成22年度認定件数は、次のとおりです。

	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	30件	7件	37件
教育委員会	113件	4件	117件
警 察 本 部	58件	3件	61件

(注)小中学校教職員を含みます。

## 8 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

### (1) 知事部局等

#### ア 取組状況

##### (ア) 山口県庁子ども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	子ども	保護者
H22. 8. 24	76人	39人

##### (イ) 各種制度の周知

子育て支援制度をまとめたパンフレットを作成するとともに、イントラネットに掲載し、各種の子育て関連制度について周知を図りました

##### (ウ) 時間外勤務の縮減

「全庁一斉ノー残業デー」など、各種取組の徹底を図りました。

#### イ 数値目標に対する実績

##### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数／対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数／対象者数
10%	0.88%	1名／114名	89.56%	60名／67名

※ 対象者数は22年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

##### (イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇（3日）」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発に努めました。

目標値 (H26年度末)	取得率
70%	61.3%

##### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値 (H26年度末)	取得率
75% (15日)	65.5% (13.0日)

## (2) 教育委員会

### ア 取組状況

#### (ア) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたパンフレット及び家族ぐるみで参加できるイベントをまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなど、意識啓発に努めました。

#### (イ) 時間外勤務の縮減

毎月の「全庁一斉ノー残業デー」及び毎週水曜日の「教育庁一斉ノー残業デー」の取組の徹底を図りました。

### イ 数値目標に対する実績

#### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H22年度末)	取得率	取得者数／対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数／対象者数
10%	3.17%	2名／63名	100%	40名／40名

※ 対象者数は22年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

#### (イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇（3日）」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発に努めました。

目標値 (H22年度末)	取得率
50%	36.5%

#### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値 (H22年度末)	取得率
75% (15日)	54.5% (10.9日)



### (3) 警察本部

#### ア 取組状況

##### (ア) 子どもの体験活動等の支援

子どもの健全育成のため、生活安全ふれあい館、交通安全学習館及び警察道場を活用し、青少年の健全育成を目的に防犯体験学習、交通安全学習及び柔道、剣道の積極的な指導を実施しました。

##### (イ) 時間外勤務の縮減

毎週水曜日及び給与支給日、並びに期末・勤勉手当支給日の「定時退庁日」の取組の徹底を図りました。

#### イ 数値目標に対する実績

##### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数／対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数／対象者数
10%	0%	0名／173名	100%	15名／15名

※ 対象者数は22年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

##### (イ) 子ども出生時の男性職員の休暇取得率

出産補助休暇（3日間）の取得率

目標値 (H26年度末)	取得率
50%	34.1%

##### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値 (H26年度末)	取得率
50% (10日)	39.5% (7.9日)

## Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 職員の競争試験の状況（平成22年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率（A/B）	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行政	705	553	125	114	54	10.2	
	警察事務	128	106	27	26	11	9.6	
	社会福祉	56	47	10	10	4	11.8	
	土木	56	39	10	9	3	13.0	
	建築	21	12	4	4	2	6.0	
	農業	23	16	5	5	2	8.0	
	林業	7	4	2	1	1	4.0	
	獣医師	2	2	2	2	2	1.0	
	畜産	7	4	3	3	1	4.0	
	機械	8	6	4	4	1	6.0	
	電気	12	9	5	5	1	9.0	
	化学	33	25	4	4	1	25.0	
	衛生薬学	10	7	5	5	2	3.5	
	衛生監視	20	16	4	3	1	16.0	
	計		1,088	846	210	195	86	9.8
社会人経験者等	行政	227	157	13	13	3	52.3	
	計	227	157	13	13	3	52.3	
短大卒業程度	小・中学校栄養士	47	41	24	22	8	5.1	
	計	47	41	24	22	8	5.1	
高校卒業程度	事務	72	61	20	19	5	12.2	
	警察事務	100	88	24	23	8	11.0	
	土木	10	8	4	4	1	8.0	
	小・中学校事務	108	94	40	36	15	6.3	
	計	290	251	88	82	29	8.7	
保健師	保健師	20	19	6	6	2	9.5	
	計	20	19	6	6	2	9.5	
警察官	男性(A) 第1回	520	420	217	182	87	4.8	
	男性(A) 第2回	一般	666	440	132	101	42	10.5
		武蔵指導	2	2	2	2	2	1.0
	男性(B)	456	348	159	155	41	8.5	
	女性(A)	203	130	70	46	14	9.3	
	女性(B)	104	70	30	29	7	10.0	
	計	1,951	1,410	610	515	193	7.3	
合計		3,623	2,724	951	833	321	8.5	

## (2) 選考の状況 (平成22年度)

## ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8				0
	7				0
	6	5	4	1	10
	5		3		3
	4	2	1		3
	3	103			103
	2	13			13
公安職	1	7	2	2	11
	9			1	1
	8				0
	7			5	5
	6			4	4
	5			3	3
	4			3	3
	3			4	4
海事職	2			2	2
	1			1	1
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
研究職	2				0
	1				0
	5				0
	4				0
	3				0
医療職(一)	2				0
	1				0
	3	1			1
	2	2			2
医療職(二)	1	8			8
	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
医療職(三)	1				0
	7				0
	6				0
	5				0
	4	1			1
	3				0
教育職(一)	2	50			50
	1				0
	4				0
	3				0
	2				0
教育職(二)	1				0
	2				0
	3	2			2
	4	31			31
教育職(二)	1				0
	2				0
	3		3		3
計	1		2		2
	2			2	2
	4				0
計		225	15	26	266

イ 昇任選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9	5	1		6
	8	12			12
	7	30	6	1	37
	6	91	19	4	114
	5	112	19	2	133
	4	129	24	4	157
	3	88	11	16	115
	2				0
	1				0
公安職	9			2	2
	8			8	8
	7			17	17
	6			19	19
	5			41	41
	4			66	66
	3			34	34
	2				0
1				0	
海事職	6				0
	5				0
	4				0
	3	2			2
	2				0
	1				0
研究職	5				0
	4	2	1		3
	3	6	1		7
	2	7		1	8
	1				0
医療職(一)	4				0
	3	6			6
	2	1			1
	1				0
医療職(二)	7				0
	6	1			1
	5		1		1
	4		2		2
	3		1		1
	2				0
1				0	
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(一)	4		1		1
	3				0
	2		3		3
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
計		492	90	215	797

## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成22年10月15日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び給与改定の勧告を行いました。

平成22年人事委員会勧告等の概要は、次のとおりです。

### 第1 給与についての報告及び勧告

#### 1 公民給与の比較

##### (1) 月例給

本年4月時点における民間給与と職員（行政職）給与との較差は次のとおりとなっている。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
376,989円	375,602円	1,387円 (0.37%)

《参考》民間給与と特例条例による減額措置後の職員給与との比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
376,989円	364,046円	12,943円 (3.56%)

(注) 特例条例：知事等の給与の特例に関する条例

##### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給額は、その月の平均所定内給与月額の3.97月分に相当している。

(職員の場合、現行の年間支給割合は、4.15月分である。)

### <人事院の報告及び勧告の内容>

人事院は、本年8月、民間給与が国家公務員給与を757円(0.19%)下回っていること、民間事業所で支払われた特別給は所定内給与月額の3.97月分に相当し、職員の期末手当・勤勉手当の支給割合(4.15月分)を下回っていること等を報告し、俸給月額及び期末手当・勤勉手当の引下げ等を内容とする勧告を行った。

また、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとした。

## 2 改定の内容

### (1) 本年の給与改定

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

ア 給料表

本年4月時点で、職員給与と民間給与を比較した結果、前述のとおり民間給与が職員給与を1,387円(0.37%)上回っていることが判明した。

これは、平成18年4月から実施している給与構造の見直しに伴い職員の給与水準が低下していることが主な要因と考える。

このため、給料表について、所要の改正を行う必要がある。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成22年度の支給割合

次のとおり、年間の支給割合が3.95月分となるよう、0.2月分引き下げる。

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	月分 1.25 (1.05)	月分 0.70 (0.90)	月分 1.95 (1.95)
12 月 期	1.50→1.35 (1.30→1.15)	0.70→0.65 (0.90→0.85)	2.20→2.00 (2.20→2.00)
合 計	2.75→2.60 (2.35→2.20)	1.40→1.35 (1.80→1.75)	4.15→3.95 (4.15→3.95)

備考 ( )内は特別管理職員

(イ) 平成23年度以降の支給割合

年間の支給割合が3.95月分となるよう次のとおり改定する。

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	月分 1.25→1.225 (1.05→1.025)	月分 0.70→0.675 (0.90→0.875)	月分 1.95→1.90 (1.95→1.90)
12 月 期	1.35→1.375 (1.15→1.175)	0.65→0.675 (0.85→0.875)	2.00→2.05 (2.00→2.05)
合 計	2.60 (2.20)	1.35 (1.75)	3.95 (3.95)

備考 ( )内は特別管理職員

(2) 時間外勤務手当

人事院勧告の内容等を勘案し、月60時間を超える時間外勤務の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める必要がある。

### (3) 改定の実施時期

この改定は、平成22年4月1日から実施すること。ただし、(1)のイの(ア)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、(1)のイの(イ)及び(2)については、平成23年4月1日から実施すること。

## 3 その他の課題

### (1) 高齢層職員の給与

国において、今後、定年延長の検討が進められる中で、50歳台後半層職員のあるべき給与制度についても検討が行われることから、この状況を注視する必要がある。

### (2) 通勤手当

他の都道府県の支給状況等を勘案し、引き続き検討を行う必要がある。

### (3) 教育職員の給与

国において、教育職員に係る給与制度についての検討が行われていることから、引き続きこの状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講じることが適当である。

## 第2 勤務環境の整備についての報告

### 1 総実勤務時間の短縮

職員の総実勤務時間の短縮は、全庁的に取り組むべき重要な課題である。

時間外勤務の縮減については、あらゆる職場において、それぞれの実情に即した実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組む必要がある。

また、管理職員をはじめ職員一人ひとりにおいても、時間外勤務の縮減を共通の課題として常に意識し、計画的な業務遂行に努める必要がある。特に、管理職員は、職員の勤務実態を把握し、業務の進め方の再点検等を行うなど、適正な勤務時間管理を行うことにより、計画的な業務の進行管理に努めることが重要である。

さらに、年次有給休暇の取得については、職員の心身のリフレッシュやゆとりある生活の確保のためにも重要であることから、その計画的・連続的な取得を促進するとともに、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

### 2 職員の健康管理対策

職員が、心身ともに健康な状態で職務に従事することは、職員本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

特に、精神疾患による病休・休職者数が依然として多い状況にあることから、メンタルヘルス対策は重要な課題である。各任命権者においては、これまでも、様々な対策が講じられているところであるが、引き続き、組織的に総合的な対策に取り組むことが必要である。

また、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションに心がけ、健康状況の把握、職場におけるストレス要因の軽減や除去等勤務環境の向上に取り組むことが重要である。

### 3 職業生活と家庭生活の両立支援

職業生活と家庭生活の両立を図るため、育児や介護等を行う職員の働きやすい勤務環境の整備に努めているところであるが、制度の利用実態等を踏まえながら、引き続き両立支援に向けた取組を進める必要がある。

育児については、職員が性別にかかわらず、働きながら安心して子育てができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた目標の達成に向けた取組を、着実に進めることが重要であり、特に、男性職員が積極的に子育て等に参加できるよう、育児休業等の活用促進に向けた取組を一層充実していく必要がある。

## 第3 人事行政の運営についての報告

公務や公務員を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の士気を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図っていくためには、人事行政の運営全般にわたり、人材育成や職員の能力の十分な活用に留意した総合的な取組を行うことが重要である。

### 1 人事評価制度

本県では、知事部局において人事評価制度が本格的に導入され、能力や実績をより適切に反映した人事・給与制度の確立に向けて取り組んでいる。また、教育委員会においては、本格実施の対象として校長及び教頭の教職員評価を実施するなど、新たな人事評価制度の整備が進められている。

今後とも、公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまで実施してきた人事評価やその試行の結果を十分検証し、評価者に対する研修や職員からの苦情に対処する仕組みが充実されるよう、さらに取組を進める必要がある。

なお、取組の推進に当たっては、理解と納得が得られるよう職員側との対話が重要である。

### 2 人材の確保・育成

社会経済情勢の変化、新たな政策課題や複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、多様かつ優秀な人材の確保に努めることが重要である。そのためには、職員採用試験の応募者をより多く確保することが有効であり、就職説明会や職場見学会等の開催をはじめ、各種広報活動などを積極的に行うことにより、公務の魅力を直接伝えるための取組等を一層充実させることが必要である。

また、職員の育成については、専門的能力等の開発はもとより職員の士気の高揚も重要な視点として、人材の計画的な育成に取り組んでいくことが重要である。

なお、女性職員については、今後とも、政策・方針決定過程への参画を拡大するなど、その能力が十分に発揮されるよう、引き続き登用を推進する必要がある。

### 3 高齢期の雇用問題

国が年金支給開始年齢の引上げに合わせて定年年齢の延長等を検討している中、組織活力と公務能率を確保しながら、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整備するなど、本県においても、今後の国の動向を注視しつつ、高齢期の雇用問題について検討を進める必要がある。



#### 4 公務員倫理

公務員の倫理観の確立が強く求められていることから、職員研修や職場における指導等を通じた継続的な取組を一層進めていく必要がある。

また、職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であることを自覚し、綱紀の保持に努めるとともに、公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼にこたえていくことが必要である。

[参考]

1 給料表別改定額（率）

平成22年4月1日現在

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数	改定前の平均給与月額	改定後の平均給与月額	改定額	改定率	備考
	人	歳	年	円	円	円	%	
行政職	4,991	43.4	21.4	373,049	373,687	638	0.17	事務・技術職員
公安職	3,024	40.5	18.8	365,926	366,612	686	0.19	警察官
海事職	58	43.7	22.0	410,180	410,949	769	0.19	船員
研究職	205	42.1	18.0	387,124	387,833	709	0.18	研究員
医療職（一）	101	44.1	17.3	845,594	847,472	1,878	0.22	医師
医療職（二）	170	42.0	19.7	346,642	347,156	514	0.15	薬剤師等
医療職（三）	417	38.1	15.9	322,444	323,131	687	0.21	看護師
教育職（一）	3,273	45.6	22.7	427,502	428,116	614	0.14	高等学校等教員
教育職（二）	7,600	46.0	23.2	423,171	423,646	475	0.11	小・中学校教員
全給料表	19,839	44.2	21.7	401,518	402,104	586	0.15	

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（加算額を除く。）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の総額を職員数で除したものである。

2 改定率は、平成22年4月1日現在の平均給与月額（改定前の平均給与月額）に対する割合である。

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の1つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成22年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。

### 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立ては、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から不服申立があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

平成22年度においては、1件の新規事案があり、平成22年度末現在での未処理件数は1件です。

		21年度末現在 未処理件数	22年度の 不服申立て件数	22年度の 処理件数	22年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職				
	懲戒免職		1		1
転 任					
その他					
計		0	1	0	1